

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴うお取引時の確認についてのご協力をお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化することを目的として「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正され、これまで信用組合では、口座開設等の際に、お客様の氏名、住所、生年月日等について確認させていただいておりますが、平成25年4月1日から、取引を行う目的や職業・事業内容等についてもあわせて確認（取引時確認）させていただくこととなりました。

何卒、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

お客さまへの確認（取引時確認）が必要な主なお取引

口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始

10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り

200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い

融資取引 等

これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

お客さまに確認させていただく事項（ : 平成25年4月1日からの追加確認事項）

確認事項		主な確認書類（原本をお持ちください）
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	運転免許証 旅券（パスポート） 各種年金手帳 各種福祉手帳 各種健康保険証 在留カード 住民基本台帳カード（写真付）等
	職業・取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
	（ご本人以外の方が来店された場合） 来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証 旅券（パスポート） 各種年金手帳 各種福祉手帳 各種健康保険証 在留カード 住民基本台帳カード（写真付）等 上記に加え、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
法人のお客さま	名称・本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書 印鑑登録証明書 等
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証 旅券（パスポート） 各種年金手帳 各種福祉手帳 各種健康保険証 在留カード 住民基本台帳カード（写真付）等 上記に加え、社員証等により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	事業の内容	登記事項証明書 定款 等
	取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
	議決権保有比率25%超の方の有無、その方の氏名・住所・生年月日	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。 議決権保有比率25%超の方が法人の場合は、その法人の名称および本店や主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 議決権保有比率50%超の方がいる場合は、その方についてだけ確認させていただきます。 一般社団法人等においては、代表者の方の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

- ・過去に確認させていただいたお客さまについても、取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- ・特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客さまについても、上記事項の再確認をお願いすることがあります。
- ・お客様に資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。
- ・確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合は、お取引のある当組合本支店の窓口までお申し出ください。
- ・上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、犯罪による収益の移転防止に関する法律により禁じられております。

【お問合せ窓口】

淡陽信用組合 業務推進部（お客さま相談室）

フリーダイヤル 0120-172616

（携帯・PHSからは0799-25-2616）